

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:医療福祉推進課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く）													
2	施設の概要	敷地面積 23,860.21㎡ 延床面積 7,991.37㎡ 施設構造(本館棟) RC造(一部S造) 2階建													
		施設内容 (所在地) 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 (設置目的) 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ること (設置年月) 平成5年8月													
3	募集方法	公募													
	募集要項配布期間	令和2年9月1日 ～ 令和2年10月9日													
	申請受付期間	令和2年9月1日 ～ 令和2年10月9日													
	指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）													
	管理業務内容	(1) 高齢者の健康と生きがいを推進するための学習機会の提供 (2) 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成 (3) 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談 (4) 長寿社会づくりに関する調査および研究 (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (6) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 (7) (1)～(6)のほか知事が必要と認める業務													
募集概要	管理料参考額	527,765,000円（消費税および地方消費税を含む。）													
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>滋賀県草津市笠山七丁目8-138</td> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会		合計 1者		
	申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
	所在地	名称													
	滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会													
合計 1者															
5	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。													
審査の概要および結果	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 （（公社）認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表） 植松 潤治 （滋賀県障害児者と父母の会連合会会長） *津止 正敏 （立命館大学産業社会学部教授） 皆川 香織 （滋賀県PTA連絡協議会前理事） 森田 淳一 （公認会計士） 渡部 雅之 （滋賀大学副学長）													
	審査基準	別紙参照													
	審査経過	第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 （開催日）令和2年7月30日 （内容）指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 （開催日）令和2年10月30日 （内容）申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定													

審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会																																									
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td> <td>7.8/10</td> <td>33.5/45</td> <td>19.7/25</td> <td>17.2/20</td> <td>78.2/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>73</td> <td>90</td> <td>81</td> <td>80</td> <td>469</td> <td>78.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>527,765,000円</td> </tr> </tbody> </table>								申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	7.8/10	33.5/45	19.7/25	17.2/20	78.2/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	75	70	73	90	81	80	469	78.2	申請者	提示額	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	527,765,000円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																																					
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	7.8/10	33.5/45	19.7/25	17.2/20	78.2/100																																					
	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																																		
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	75	70	73	90	81	80	469	78.2																																		
	申請者	提示額																																									
	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	527,765,000円																																									
		<p>【選定理由】</p> <p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p>																																									
		<p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) 滋賀県社会福祉協議会では福祉資金等の貸付も行っているが、指定管理以外の事業の財政が、指定管理事業に影響することはあるのか。</p> <p>(申請者) 貸付事業とは別会計であり、指定管理事業に影響を与えることはない。</p> <p>(委員) レイカディア大学開催事業の再編について、提出のあった事業計画にどのように反映されているか。</p> <p>(申請者) 再編の具体的な内容は、今後、県等と協議しながら検討していくが、再入学の場合の授業料など収入や経費の面では、一定、事業計画に反映させている。</p> <p>(委員) 新型コロナウイルス感染症で利用者の減少などの影響があると思うが、利用者増のための方策をどのように考えているか。</p> <p>(申請者) 例として、研修事業では、オンラインの活用や複数の会場での実施などにより、ソーシャルディスタンスをとりながらも受講者数を確保する工夫などを行っていく。</p>																																									
	<p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p>																																										

別紙 <滋賀県立長寿社会福祉センター指定管理審査基準>

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・特定施設の使用承認の手続きの公平性が確保されているか ・利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（運営方針） （運営計画） 	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（運営方針） （運営計画） （実施体制表） ・収支計画 	7
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か 	10		
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・実施事業について、施設の特徴を生かした質の高いサービスを提供し、令和3年度から円滑に実施可能であるか 	13		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか 	5		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して専門的技術を確保できているか 	10		
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理に係る経費の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画 	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の内容、適格性および実現の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	20
<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる人的能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か 			
<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か 			
<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の運営実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績はあるか 			
<ul style="list-style-type: none"> ・その他適切な運営を行うための能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態に対応する体制がとれるか ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か 			